

公益財団法人よこはまユース

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制 定 平成23年4月 1日

最近改正 2020年4月 1日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人よこはまユースの定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週に4日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれている者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、各々の役員の報酬月額は、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬等は別表2「非常勤役員等の報酬等」に定める定額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与は、代表理事が評議員会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の役員に配分するものとする。
- 4 各評議員の報酬等は、定款第15条に定める金額の範囲内において別表3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあたっては、理事会出席等、必要の都度、支

払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

付則

この規程は、公益財団法人よこはまユースの設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

付則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

付則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

付則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額代表理事

代表理事	65万円までの範囲内
業務執行理事	55万円までの範囲内
理事	30万円までの範囲内
監事	20万円までの範囲内

別表2 非常勤役員等の報酬等

理事会等出席の都度、一人一律	20,000円
ただし、決議省略の場合は一人一律	10,000円

別表3 評議員等の報酬等

評議員会等出席の都度、一人一律	30,000円
ただし、決議省略の場合は一人一律	15,000円